第三十一期決算公告

平成二十一年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

流動資産	一四四、〇四七、二八七
固定資産	一四三、九六一、二〇五
合計	二八八、〇〇八、四九二

負債及び純資産の部　円

流動負債	一八八、九六七、九七五
固定負債	三一、三二〇、一九九
株主資本	六七、七二〇、三一八
資本金	九〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	八〇、〇〇〇、〇〇〇
資本準備金	二二、五〇〇、〇〇〇
その他資本剰余金	五七、五〇〇、〇〇〇
利益剰余金	△一〇二、二七九、六八二
その他利益剰余金	△一〇二、二七九、六八二
合計	二八八、〇〇八、四九二

（注）当期純損失　二八、五四三、一七六円

平成二十一年十二月二十二日

沖縄県浦添市牧港一丁目一番二四号

株式会社ヤナセ沖縄

第四期決算公告

平成二十一年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　円

流動資産	二八、二六四、一八三
固定資産	九、〇〇二、六〇五
合計	三七、二六六、七八八

負債及び純資産の部　円

流動負債	二六、二〇〇、二〇三
株主資本	一一、〇六六、五八五
資本金	五〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	四〇、〇〇〇、〇〇〇
資本準備金	四〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	△七八、九三三、四一五
その他利益剰余金	△七八、九三三、四一五
合計	三七、二六六、七八八

（注）当期純損失　二七、一二一、三六一円

平成二十一年十二月二十二日

沖縄県浦添市牧港一丁目一番二四号

ヤナセ琉球株式会社

配当公告

秋田県大館市比内町扇田字長岡八五番地一〇

破産者　有限会社タケダ企画

右の者に対する秋田地方裁判所大館支部平成二十年（フ）第一〇七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八七、九三一、四四五円

一、配当することのできる金額

金一六、八一〇、五〇六円

平成二十一年十二月二十二日

秋田県秋田市山王六丁目一〇番九号猿田興業ビル六階　破産管財人　面山　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区宮千代一丁目六番地の一、最後の住所仙台市宮城野区宮千代一丁目六番地の九　被相続人　亡　藤　信昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県多賀城市八幡二丁目一五番一一―四号

相続財産管理人　佐々木尚哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市楢山中町八番地、最後の住所秋田県秋田市楢山本町三番五〇号

被相続人　亡　長谷川吉彌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

秋田県秋田市山王三丁目八番三四号山王ツインビル二階

相続財産管理人　小林　昶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市東光台四丁目一五番一、最後の住所茨城県つくば市山中四九五番地四九

被相続人　亡　石塚　利行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

茨城県つくば市千現二―一―六つくば研究支援センターA―一一

相続財産管理人　横田由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区矢作町二三九番地の三、最後の住所千葉市稲毛区黒砂台三丁目二番四一号　華ごころ　被相続人　亡　富尾　時丸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下山　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都足立区関原一丁目五番一三号

被相続人　亡　呉本永大こと　呉　永大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区船橋一丁目三〇〇番地、最後の住所東京都目黒区東が丘二丁目二番一号根岸方　被相続人　亡　三瓶八千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

東京都千代田区有楽町二―一〇―一東京交通会館一〇階一〇二一号有楽町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　友納　治夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区芝大門二丁目一番地、最後の住所神奈川県三浦市三崎町諸磯一五〇〇番地油壺エデンの園八三一〇

被相続人　亡　松田喜八郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

神奈川県横須賀市大滝町一丁目二六番地清水ビル三階　相続財産管理人　小林　秀俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県吉敷郡秋穂町東五八四六番地、最後の住所神奈川県横須賀市追浜本町一丁目一一九番地県営アパートD―二七号

被相続人　亡　國光　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

横須賀市日の出町一丁目四番地一二中央ハイツ三一五　相続財産管理人　花澤　良子